

「東京都縮尺 1/2, 500 地形図更新事業」
に関する業務要求水準書

平成 29 年 2 月

東 京 都

目次

1	技術仕様に関する項目	1
(1)	東京都縮尺 1/2, 500 地形図「デジタルマッピング」修正業務	1
(2)	東京都縮尺 1/2, 500 地形図構造化データ作成業務	1
2	技術仕様に関連する項目	1
(1)	技術者	1
(2)	作業着手届等	1
(3)	測量作業の実施	2
(4)	社内検査等	2
(5)	測量作業報告及び中間検査	2
(6)	関係住民及び関係官公庁との交渉	2
(7)	諸事故	2
(8)	都の貸与品	3
(9)	都の検査	3
(10)	作業の完了届等	3
(11)	成果品の納入場所	3
3	事業実施区域及び更新サイクル	3
4	新技術提案等	3
5	成果品	4
6	付属文書等	5

1 技術仕様に関する項目

(1) 東京都縮尺 1/2,500 地形図「デジタルマッピング」修正業務

別紙「東京都縮尺 1/2,500 地形図デジタルマッピング修正業務特記仕様書」の要件を満たすこと。

(2) 東京都縮尺 1/2,500 地形図構造化データ作成業務

別紙「東京都縮尺 1/2,500 地形図構造化データ作成業務特記仕様書」の要件を満たすこと。

2 技術仕様に関連する項目

(1) 技術者

ア SPC は、契約締結後速やかにグループに属する測量会社（以下「作業機関」という。）より測量作業に従事する測量技術者を定め、都に提出するものとする。

イ 前項の測量技術者は、主任技術者、現場代理人及びその他の技術者とし、主任技術者は、測量士として 10 年以上、現場代理人は、測量士として 5 年以上の経験を有するものとする。また、主任技術者、現場代理人ともに、過去 5 年間に 5 件以上かつ受注総額 1 億円以上の同種及び類似業務に主任技術者または現場代理人として携わっている経験を有し、専任性に優れているものとする。

(2) 作業着手届等

ア SPC は、契約締結後速やかに「作業着手届」及び測量作業全体の「実施計画書」、「製品仕様書」を都の担当者（以下「監督員」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

イ 前項の実施計画書は、測量作業工程ごとの SPC の実施責任者、作業内容及び実施工程表、作業実施フロー図、使用機器の名称及び性能、社内検査内容、その他必要な事項を定めるものとする。なお、「東京都縮尺 1/2,500 地形図デジタルマッピング修正業務特記仕様書」第 10 条の撮影時期については、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

ウ 前 2 項の製品仕様書は、当該測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

エ 実施計画書を変更する場合は、前 3 項の手続きに準じて行うものとする。

オ SPC は作業機関に指示し、作業機関は測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づく「業務カルテ」を作成し、SPC 及び監督員の承認を受けた後、(財)日本建設情報センターに登録するものとする。また SPC は、(財)日本建設情報センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出するものとする。

る。なお、提出期限は、以下のとおりとする。

(ア) 契約時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。

(イ) 完了時登録データの提出期限は、作業期間終了後 10 日以内とする。

(ウ) 業務履行中に契約時登録データの変更があった場合は、変更のあった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

(3) 測量作業の実施

ア SPC は、前条の承諾後、監督員の指示、監督のもとに仕様書及び適用する規定等に基づき測量作業を実施し、仕様書及び適用する規定等に明示されていないものについては、監督員の指示に従うものとする。

イ SPC は、現道上で測量作業を行う場合は、交通等の妨げにならないよう処置を講じて実施するものとする。

ウ SPC は、測量作業について疑義が生じた場合は直ちに監督員と協議し、その指示に従うものとする。

(4) 社内検査等

ア SPC は、測量作業の各作業工程ごとに検査を実施するものとする。

イ SPC は、各作業の実施責任者、作業従事者、検査員及び検査結果等を記載した精度管理表を作成するとともに、監督員から検査図等の検査資料の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(5) 測量作業報告及び中間検査

SPC は、月 1 回の割合で測量作業の進行状況等を記載した測量作業報告書を監督員に提出するものとする。

なお、監督員の申し出により、随時、中間検査を受けなければならない。

(6) 関係住民及び関係官公庁との交渉

ア 測量作業中において関係住民及び関係官公庁との交渉を要する場合若しくは交渉を求められた場合は、監督員の指示に従うものとする。

イ 測量作業の実施のために他人の土地に立ち入る場合には、あらかじめ土地の占有者の了解を得て、トラブルの起こらないように留意しなければならない。なお、現地測量作業中は、都が発行する身分証明書を必ず携行するものとする。

(7) 諸事故

SPC は、測量作業中に生じた諸事故については、発生原因、経過、被害等の状況を監督員に速やかに報告するものとし、SPC の責任においてその一切を処理するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合においても、SPC の責任で処理するものとする。

(8) 都の貸与品

作業に必要な資料等については、適宜貸与するものとする。

(9) 品質管理

数値編集及び補測数値編集終了後、「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業 施工管理業務特記仕様書」に基づき、監督員の立会いのもとで SPC が実施する施工管理に合格した後、都と SPC が合意した検定機関の検定を受けるものとする。

(10) 作業の完了届等

SPC は、作業が完了したときは、東京都の完了検査を受け検査終了後速やかに「作業完了届」を都に提出し、成果品の納入を行うとともに貸与品の返却を行うものとする。

(11) 成果品の納入場所

都への成果品の納入場所は、東京都都市整備局都市基盤部とする。

3 事業実施区域及び更新サイクル

(1) 修正区域は、区部、島しょ部とする。

(2) SPC は事業実施区域について、事業期間内に最低 1 回の更新業務を行うこととし、行事業期間内の各年度の実施時期及び区域は提案事項とする。

(3) 協定締結後、速やかに地形図の更新業務を開始し、成果品の早期完成に努めること。

4 新技術提案等

新技術提案については、成果等の価値向上のために、公共測量の範囲内でコスト増加や工期延伸が伴わない等の条件を満たし、都及び国土地理院が承認することを前提に導入を認めるものとする。

新技術提案に際しては、東京都の要求する精度を確保するための手法、点検方法及び過去の実績等についても具体的に提案するものとする。

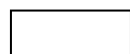
なお、新技術提案は提案審査における評価の対象となるが、応募者の任意であり、新技術提案の提出の有無及び新技術提案の採否によって事業参加を妨げられるものではない。

5 成果品

	修 正 業 務	
1	標定点測量簿及び成果表	一式
2	対空標識点明細簿等	一式
3	空中写真画像データ	一式
4	空中写真撮影記録	一式
5	空中写真撮影標定図	一式
6	同時調整成果	一式
7	境界確認図	一式
8	数値地形図データファイル及び同説明書	正副2部
9	地形図 (1/2,500)	一式
10	印刷用データファイル (整飾含む)	正副2部
11	施工管理 (精度点検) 記録及び報告書	一式
12	測量検定機関の検定証明書等	一式
13	各工程別精度管理表	一式
14	品質評価表 (総括表、個別表)	一式
15	構造化データファイル及び同説明書	正副2部
16	図名表	一式
17	メタデータファイル	一式



: 共同著作物として必須のもの



: 都は使用权のみでも可能なもの (次回以降の更新事業時にも提供)

6 付属文書等

- (1) 東京都縮尺 1/2,500 地形図「デジタルマッピング」修正業務特記仕様書
- (2) 東京都縮尺 1/2,500 地形図構造化データ作成業務特記仕様書
- (3) 東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業施工管理業務特記仕様書
- (4) 東京都デジタルマッピング規定関連資料
 - ① 東京都デジタルマッピングデータ取得要領
 - ② 東京都デジタルマッピング図式
 - ③ 東京都デジタルマッピング図式規定
 - ④ 東京都デジタルマッピング構造化データ作成要領
- (5) 図名表（区部・島しょ部）